

## 学生本人への融資拡大による教育金融インフラの充実

榊野村総合研究所 社会産業コンサルティング部 副主任コンサルタント 佐竹 繁春  
 コンサルタント 竹端 克利

### 1. はじめに

今日の日本において少子化が進んでいることは、周知の事実である。最近では出生率が

若干回復したとされるが、依然低く、世界的にも最低水準である。この少子化が進む理由の一つに、子育てや教育にかかる費用の高さを挙げる声が多い（図表1参照）。

図表1 理想の子ども数を持たない理由

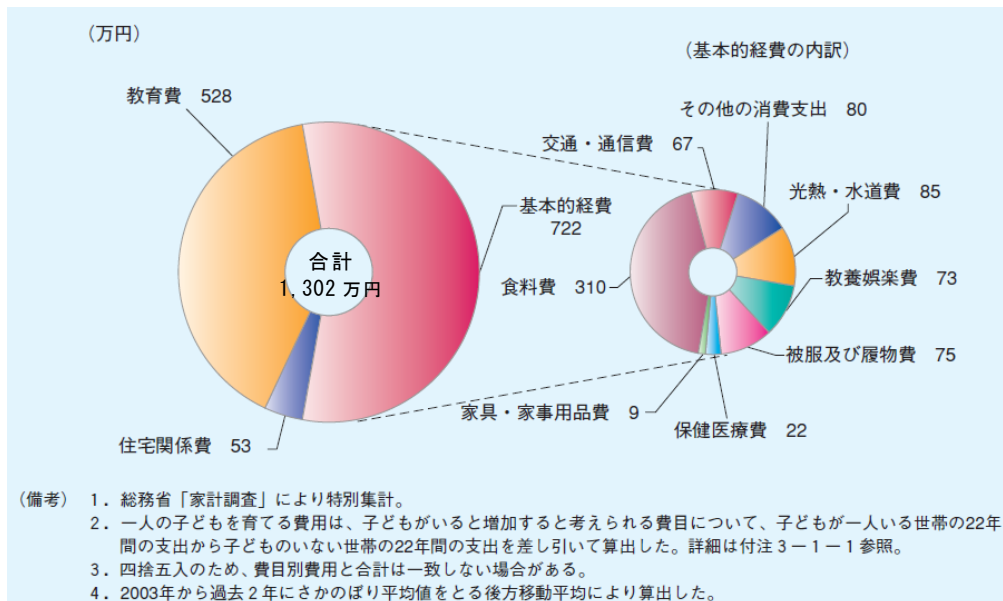
妻の年齢	標本数	すぎるから 子育てや教育にお金がかかり	高年齢で生むのはいやだから	肉体的負担に耐えられないから	これ以上、育児の心理的、 差し支えるから	自分の仕事（勤めや家業）に	健康上の理由から	欲しいけれどもできないから	家が狭いから	社会環境ではないから	子どもがのびのび育つ までに成人してほしいから	一番末の子が夫の定年退職 夫が望まないから	自分や夫婦の生活を大切に したいから
25-29歳	115	83.5	6.1	20.0	27.8	4.3	7.8	20.0	16.5	5.2	13.0	13.0	
30-34歳	329	78.7	18.2	24.6	21.9	12.5	10.6	19.8	18.2	7.0	12.5	11.9	
35-39歳	464	75.0	40.1	26.5	17.9	16.4	16.8	17.9	16.2	8.0	9.7	8.6	
40-49歳	897	54.0	49.2	18.2	14.3	20.8	19.5	11.1	10.5	9.9	5.5	5.7	
総数	1,825	65.9	38.0	21.6	17.5	16.9	16.3	15.0	13.6	8.5	8.3	8.1	

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」

実際に子どもが成人するまでにかかる費用は、1,302万円とのデータがある（図表2参照）。このうちの約4割は教育費であり、大きな負担となっている。また同時に、この費用は、ほぼ固定化される住居費や食費等に比

べ、親の経済格差により大きな影響を受けると考えられる。格差の問題が取り沙汰されるようになって久しいが、親の経済における格差が、子どもの教育格差にもつながる可能性が高い。

図表2 1人の子どもを育てる費用の内訳（2003年）



出所) 内閣府「平成17年版国民生活白書」

この状況を是正するために、金融システムにできることは何か。その一つは、学生が親に頼らずに自分自身で教育資金を工面できる、社会インフラとしての教育金融を整備することにあると思われる。

日本の民間金融機関による学生個人向け教育ローンの例は、少なくとも筆者は見たことがない。また、そもそも民間金融機関は保護者を対象とした教育ローンに対しても、必ずしも積極的ではない模様である。事実、弊社が民間金融機関に対して行った調査結果によると、民間金融機関における教育ローンの位置付けについて、「住宅ローンより位置付けが劣る」「1件あたりのロットが小さく期間も短いため収益性の観点からは低効率」「積極的に売るといふよりは『待ち』の商品」と回答する機関が大半だった。

なお、公的な制度として、日本学生支援機

構（以下、「機構」と記す）により学生本人に対する貸与が実施されているが、この制度は量的に十分とは言えない<sup>\*1</sup>。また、「融資」ではなく「貸与」であることから、審査方法、民間金融機関の参入が想定されていない、デフォルト率が高くなりやすい等、構造上の違いがあり、いわゆる金融とは一線を画する性格のものである。

十分な教育金融インフラを実現するためのヒントの一つは米国にある。両親をはじめとする保護者が学費を負担することが一般的な日本とは対照的に、米国では学生本人が自分の学費を負担することが一部の富裕層を除き一般的である。以下では、学生がどのような手段で教育費を捻出しているか、公的部門（主に連邦政府）はどのようにその仕組みを支援しているかについての概略を紹介し、それがいかに経済格差による教育格差の固定化を是

\*1 機構による平成17年度の新規貸与実績は、人数ベースで34万3,000人だが、これは同年度の大学・大学院への全進学者数約116万人のうち3割弱である。加えて、現状の貸与金額では、特に自宅外通学生にとって就学に必要な金額をすべて賄うことが困難である可能性が高い。全国大学生活協同組合連合会の調べによると、自宅外通学生の1か月あたりの生活費（入学金・授業料を除く）は全国平均で11万7,000円である。仮に機構からの貸与を限度額である10万円まで受けたとしても、入学金や授業料を含めた総教育費を捻出するには不十分である。近年、制度設計の改革や規模の拡大が行われているものの、民間金融機関が関与せずに学生支援機構のみの資金で実施していく以上、今後の拡大には限界があると考えられる。

正しているか、日本の現状のシステムにどう  
活用すべきか等について述べる。

## 2. 米国における教育金融の特徴と日本への示唆

### 1) 米国における教育金融の特徴

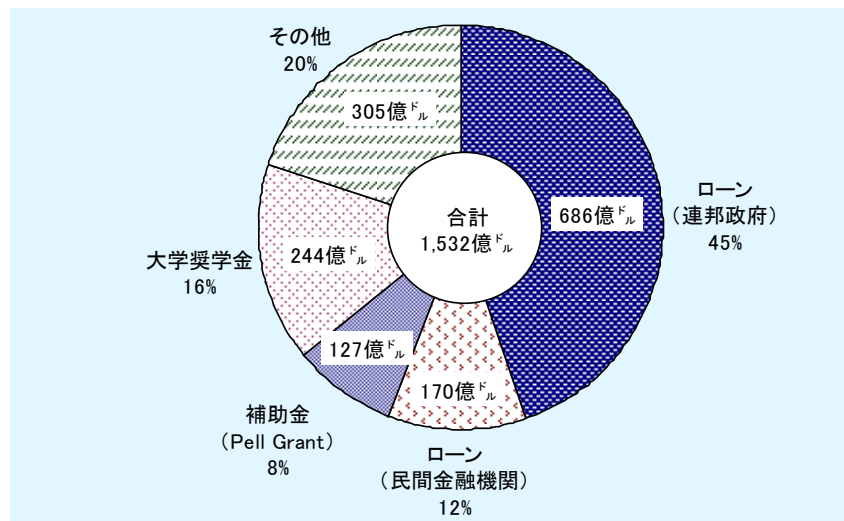
#### ①米国学生の教育費の捻出手段

米国の学生が教育費を捻出するために利用できる手段としては、図表3に記載するとおり「ローン（連邦政府）」「ローン（民間金融機関）」「補助金（Pell Grant；連邦政府）」「大学奨学金」「その他」である。これらの中で最も利用割合が大きいのは連邦政府によるローンである。連邦政府による

ローンは、連邦政府が直接貸し手となって学生に融資を行う「FDLP（Federal Direct Loan Program）」と民間金融機関の融資に対して連邦政府が債務保証を付与する「FFELP（Federal Family Education Loan Program）」に分かれ、その比率はおよそ1：3である\*2。

特徴的なのは、大部分が学生本人への資金提供であること、また、ローンの大部分が公的制度をベースとしている（保証または直接融資）ということだ。

図表3 高等教育向け金融支援の全体像（2005年、フロー）



注) 「その他」には連邦政府の奨学金や州政府の奨学金・補助金が含まれる。  
出所) College Board『Trends in Student Aid』より作成

#### ②FFELP（連邦政府による保証付き教育ローン）の仕組み

以下では、大きな位置を占める公的な融資制度のうち、割合の大きいFFELPについて、より詳細に説明する。

FFELPは、前述のとおり、民間金融機関の融資に対して連邦政府が保証すると紹

介したが、全体像を詳細に整理すると図表4のようになる。

FFELPは、民間金融機関が教育ローンを学生および親に提供し、返済が180日遅延すると州の保証機関がその融資を保証する。さらに、270日遅延すると、当該債権は国に移管されるという仕組みとなってい

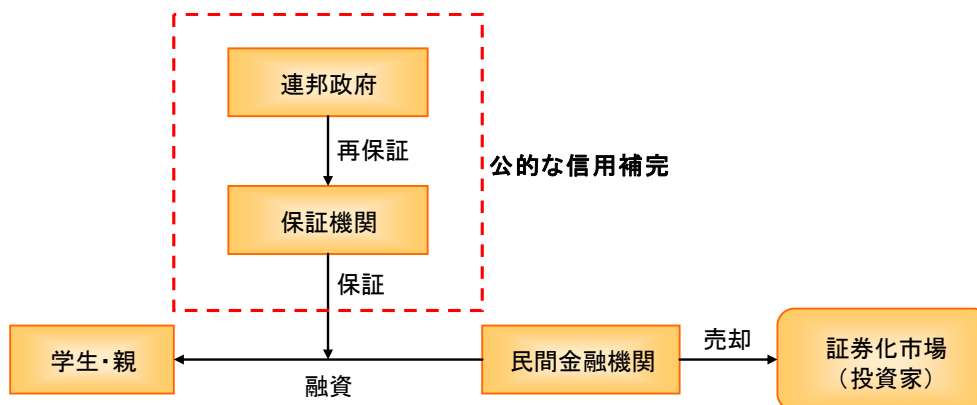
\*2 近年、FFELPを縮小してFDLPを増やそうとする動きが見られる。直接融資の方が、政策コストが安いことを示すデータが盛り込まれた「学生援助報酬法案(Student Aid Reward Act[STAR Act], H.R.1425)」が、2005年に上院のペトリ議員（共和党）とミラー議員（民主党）により提出され、2007年にも再提出されている（H.R.1010）。同法案は、教育省の補助金プログラムであるPell Grantを増額することを目的とした法案であり、その財源として、教育省による教育ローンプログラムのうち、コストが比較的高いとされる保証プログラム（FFELP）の比率を引き下げ、コストの低い直接融資（FDLP）の比率を増やす方針を盛り込んでいる。通常公的機関の役割の縮小と民間への移管が一般的な流れとなっている今日、その流れに逆行する動きとして注目に価する。

る。国による弁済率は最大 97%である。

また、民間金融機関は融資実行後の債権を、証券化市場を通じて投資家に売却することも可能である。FFELP を原資産とし

た証券化商品は、公的な信用補完によって高い信用力が維持されているため、投資家にとっては人気の高い商品となっている。

図表4 FFELPの概要



### ③トリガー（引き金）としての公的機関の役割

FFELP は今でこそ大きな位置を占めているものの、制度開始当初（1968年）より活況であったわけではない。当初は、政府保証がついていたとは言え、民間金融機関は学生個人に対する融資には及び腰であった。そこで、連邦政府は民間金融機関から債権を買い取る公的金融機関（サリーメイ）を 1972 年に設立し、民間金融機関の背中を押すトリガー（引き金）となった経緯がある。

なお、このとき設立されたサリーメイは、米国で進む証券化市場を背景に、1995 年より教育ローン債権の証券化を開始して利益を得て、その後、民営化して FFELP の融資そのものに参入し、サリーメイ自身も巨大な FFELP の民間の貸し手となり、FFELP の実績の拡大に一役買っている。

学生本人が高等教育に必要な資金の融資を受けることができる。この制度を日本にそのまま持ち込むことは現実的ではないが、次に述べる 3 点については、日本で学生本人に対する教育ローンを普及させる上で重要な示唆となるだろう。

#### ①民間金融機関の活用

FFELP は 1965 年に発足した制度であるが、当初から民間金融機関の資金力を活用する形で制度設計が進められてきた。日本の教育金融制度において、民間金融機関による融資を公的部門が後押しするといった連携は現在のところ見られない。政策金融機関による直接融資残高の抑制が進められる中で、学生への資金供給を活性化させるためには、可能な限り民間金融機関の資金力を活用していくという視点が日本にとっても重要となるだろう<sup>\*3</sup>。

## 2) 日本の公的金融支援への示唆

前述のとおり、米国では連邦政府により、

### ②公的なリスク補完の仕組み

①とも関連するが、民間金融機関を活用

\*3 『株式会社日本政策金融公庫法』及び『株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律』の概要。 [http://www.gyokaku.go.jp/news/h19/news0313\\_1.html](http://www.gyokaku.go.jp/news/h19/news0313_1.html)

する前提として、民間金融機関自身が参加しやすいよう、公的保証によって十分な信用補完がなされている点は、非常に重要である。米国では、債権の97%が国により保証されるため、民間金融機関はFFELP融資によって負うべき信用リスクは非常に小さくて済む。日本においても、民間金融機関の参加を促すためには、何らかの公的なリスク補完の仕組みが必要となろう。

### ③政策的なトリガー（引き金）の必要性

前述したとおり、米国でも当初からFFELPがうまくいっていたわけではなく、民間金融機関は学生本人への融資に対しては及び腰であった。このため、連邦政府は民間金融機関の背中を押すために、債権を買い取る公的金融機関（民営化前のサリーメイ）を設立した。サリーメイはその後、買い取った債権を証券化している。日本では証券化市場が米国ほど進んでいないことから、当初から証券化を前提としたスキームを作ることは困難かもしれない。当初は、国民生活金融公庫（以下、「国民公庫」と記す）のような政策金融機関が先頭を切って、学生本人への直接融資を始めるなどして、呼び水となることが必要だろう。身をもって学生本人向け融資の市場が存在することやリスクの程度を示し、民間金融機関による追随を促すといった、民間の背中を押す方策がトリガーとなる。

## 3. 日本の教育金融インフラ整備に向けた一提案

### 1) 民間金融機関を活用した教育金融インフラの形態

前項では、米国の教育金融制度から学ぶべき点として、「民間金融機関の活用」「公的な

リスク補完の仕組み」「政策的なトリガーの必要性」の3点を挙げた。学生本人への融資を促進させるための教育金融インフラの絵姿を描く上で、これら3点をどのように具現化させるのが望ましいだろうか。

現在の日本の教育金融における公的支援を再度整理すると、国民公庫による両親（保護者）への融資」「学生支援機構による学生本人への貸与」の2種類の制度が整備されている（図表5参照）。このうち、本項の主題としている学生本人に対する融資である学生支援機構の貸与奨学金については、量的に不十分であること、また、融資ではなく貸与であることから、構造上の限界があることは前述したとおりである。

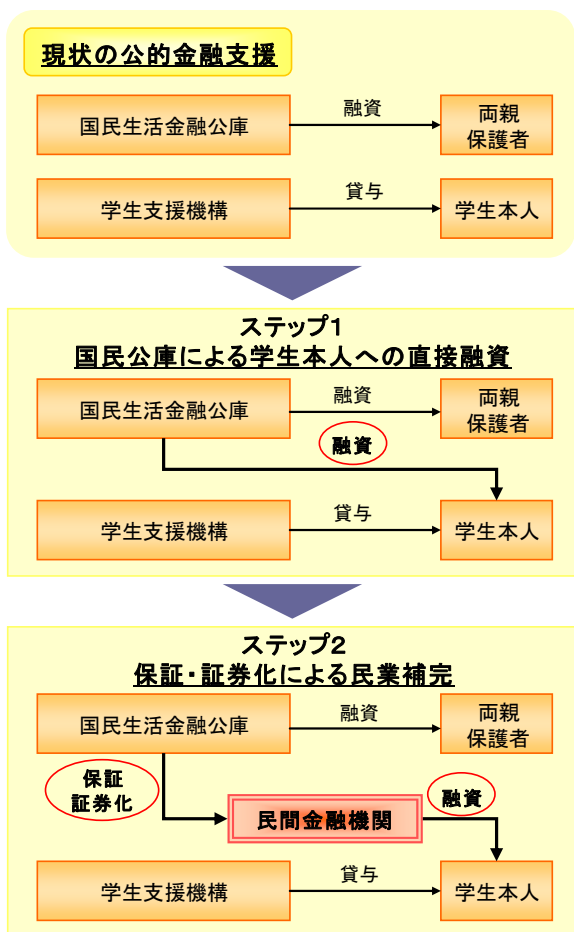
米国の状況と、日米の環境の違いを勘案すると、国民公庫という既存の政策金融機関を活用し、学生本人向け融資を実現するための仕組みを作ることが現実的であろう。形態としては、3つあると考えられる。第1の形態は、国民公庫による直接融資である。第2は、民間金融機関による融資に国民公庫が保証を付す方法である。第3は、民間金融機関による融資に国民公庫が当該債権の証券化支援により補完する方法である。

これらを当初から同時に実施することはおよそ不可能であろう。第2の形態（保証）および第3の形態（証券化）は民間金融機関の参加が前提に、また第3の形態（証券化）は日本における証券化市場が十分に成熟していることと、民間金融機関に証券化ニーズがあることが前提となることから、当初からの実現は難しいことが予想される。従って、当初は第1の形態（直接融資）からスタートし、民間金融機関による追随や参加の見込みが立ってから第2・第3の形態を追加する段階を踏むことが、米国の経緯から見ても現実的と言えるかもしれない。（図表5「ステップ1」および「ステップ2」参照）



重要な点は、将来の民間金融機関による関与を想定しつつ、そのトリガーとするために直接融資を呼び水的に先行して実施することである。将来の民間金融機関の追随とその補完を意図するならば、直接融資残高を抑制しようとする政策金融改革の方向性とも矛盾しないのではないのか。

図表 5 民間金融機関を活用した教育金融インフラの絵姿



## 2) 制度設計における的確な把握が不可欠なプレイヤーニーズとリスク分析

前述した制度の設計段階においては、当然のことながら、関連するプレイヤーのニーズとリスクを的確に把握した上で、慎重に制度設計を進める必要がある。

第1は、ユーザーとして想定される学生のニーズとリスクである。文系・理系、自宅通学・自宅外通学の違いをはじめとして、必要

となる資金は学生個人によって大きく異なるだろうし、希望する返済プランも多種多様であろう。これらの多様なニーズを汲み取った上で、慎重な商品設計を進める必要がある。また、学生個人向けの融資は学生自身も使い慣れないことから、当初から多数の利用があるとは限らない。そこで、ニーズの把握と合わせてPR等の方策についても検討する必要があるだろう。

また、リスクについてもその事前予測と対策は必須であろう。米国も当初は高いデフォルト率に悩み、努力の末に低下させてきた。また、国内においては学生支援機構が高い未返済率を改善すべく、努力している。

第2は、民間金融機関のニーズである。民間金融機関において必ずしも「主力商品」として位置付けられていない教育ローンを促進させるためには、慎重な制度設計が求められる。貸付金額、期間、金利といった商品設計から保証・証券化スキームの詳細に至るまで、民間金融機関側のニーズを的確に把握し、多くの金融機関の参加を促すような制度設計を進めることが重要である。

## 4. おわりに

国が市場経済を志向し、小さな政府を目指す以上、必要なセーフティネットの整備はもちろんとし、完全に平等な社会はあり得ない。むしろ、経済格差は避けて通れないと言っている。子どもは自分の親を選ぶことはできない。選べない親の経済状況に子どもの人生が依存してしまうとすれば、図らずも生まれながらにして機会不平等ということになる。それは子ども本人にとっても、その親にとっても悲しいことだ。

これは本人や親のみならず、企業や国家にとっても損失になる。本来能力があるにも関

ならず、親の経済状況を理由に、希望する高等教育を受けられない人材が多数存在するとすれば、それは企業がそれだけの優秀な人材を「大卒」等という労働市場から得る機会が縮小することを意味する。人材は国際競争力の主要な源泉である。ただでさえ少子化で若年層が減少している今日、高等教育の場において磨かれずして世に出て行かざるを得ないダイヤの原石が多数存在するとすれば、これほど残念なことはない。

また、養育費の一部を子どもの将来の所得に移転できるとすれば、親世代の経済的負担の軽減につながり、ひいては出生率の上昇に寄与できるかもしれない。

子どもの機会の平等の側面からも、また、国や企業の競争力の源泉としての人材確保・育成という側面からも、親の経済状況に左右されず、子どもが自分の責任で、自分の夢に向かって邁進しやすい社会になることを願ってやまない。

なお、本来であれば、大学自身の競争力や魅力といった観点や、小中高といった高等教育以外の問題を、幅広く議論し大局感をもった提言こそ望まれることは言うまでもない。その意味において、本稿は「高等教育の金融面」という一部分にのみに着目しているため、教育にかかる多くの諸問題の検討を割愛している。それらの問題の検討については、別機会に譲ることとしたい。

筆者

佐竹 繁春（さたけ しげはる）  
株式会社 野村総合研究所  
社会産業コンサルティング部  
副主任 コンサルタント  
専門は、政策金融、政策効果分析、国際経済協力 など  
E-mail: s-satake@nri.co.jp

筆者

竹端 克利（たけはな かつとし）  
株式会社 野村総合研究所  
社会産業コンサルティング部  
コンサルタント  
専門は、金融市場、政策金融、経済分析、統合リスク管理 など  
E-mail: k-takehana@nri.co.jp